



7月18日に開催しました定例教育委員会についてお知らせします。

第7回定例会報告

7月18日開催

▼議 事  
マキノ地域の適正な学校規模を考へる懇話会委員の委嘱についで

マキノ地域の4小学校と2保育園の保護者12人、元自治会長等の地域の関係者14人をマキノ地域の適正な学校規模を考へる懇話会委員として委嘱することを承認しました。

・高島市有形文化財の指定および高島市指定有形文化財の解除にかかる諮問について

鎌倉から明治維新まで続いた朽木地域の領主朽木家に伝わる文書を「書跡」として指定することについて、高島市文化財保護審議会へ諮問することを承認しました。

また、市有形文化財として指

定（昭和62年3月1日）している絵画「坤輿万国全図」を所有権移転により指定解除することの諮問も承認しました。

▼協 議  
・小中一貫教育校「(仮称)高島学園」について

小中一貫教育は、学校教育法施行規則の改正（平成20年3月28日）により全国で実施できることになりました。



高島小学校と高島中学校では、

平成19年度に文部科学省の小・中連携研究開発学校の指定を受けて、平成19年度から小中一貫教育の研究開発に取り組んでいます。平成21年度まで指定を受けて研究開発を行い、平成22年4月に小中一貫教育校「(仮称)高島学園」が開設できるように取り組んでいきます。

また、小中一貫教育の成果を踏まえ、今後、市内全域で小中一貫（連携）教育を推進していきます。

▼報 告

・「中江藤樹生誕400年祭東京大会」について

6月28日（土）に開催した東京大会は、全国から800人余の参加者のもとに、藤樹先生の教えや生き方、そして高島の思いを全国へ発信することが出来ました。

・高島市小学校英語活動外国語指導助手住居費補助金交付要綱について（市長告示）

小学校で英語活動を行う外国語指導助手に対して、住居費の補助金を交付します。今年度からの新規事業です。



▼学 習 会

「学校の現状と課題」について  
小学校や中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭からそれぞれの学校における課題や問題解決に向けた取り組みなどの話を聴いて、質問を行うなど学校現場の理解を深めました。

【主な課題】

・「生活、学習習慣の乱れ」「規範意識の低下」「自信、自尊心の薄れ」「何が正しいかの判断力欠如」「不登校の実態」等

【質問内容等】

・課題のある子をつくらないために早期に取り組むことはありますか。

・保護者と担任の教師が、より良い協力関係を築く方法はありませんか。

・地域のボランティアなど学校の外からどういった協力が得られるか。

医療費が高額になったときは申請を！

1か月に支払った医療費の一部負担金が基準額（自己負担限度額）を超えた場合、超えた分が高額療養費として支給されます。1か月の医療費が高額療養費に該当するときは、必ず保険年金課または各支所窓口へ申請してください。

また、基準額、計算方法は70歳未満と70歳以上75歳未満で異なります。計算が分からないときは、領収書を保険年金課または各支所窓口へお持ちください。確認させていただきます。

《70歳未満の方の場合》

1人の人が、1つの病院（診療所）の1つの診療科でかかった金額を合計します。

◇算定方法

- ・1か月ごと（1日から末日まで）に計算します。
- ・ひとつの病院、診療所ごとに計算（同じ病院でも、診療科が異なると別計算）します。
- ・ひとつの病院、診療所であっても、外来と入院は別計算します。
- ・同じ月に、同じ世帯で21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合は合計できます。
- ・院外処方箋で調剤を受けたときは、診療代と合算できます。
- ・保険のきかない差額ベッド代、入院中の食事代は含まれません。

◇基準額（この額を超えたとき、超えた額が高額療養費になります。）

区 分	1年間で3回まで適用する額	1年間で4回目から適用する額
一 般	80,100円+A A=(かかった医療費-267,000円)×1%	44,400円
上 位 所得者	150,000円+B B=(かかった医療費-500,000円)×1%	83,400円
住民税非課税	35,400円	24,600円

《70歳以上75歳未満の方》

すべての一部負担金を合計します。

1か月のうち、外来しかないときは個人ごとに計算し、入院があるときは70歳以上75歳未満の方の一部負担金をすべて合算します。

◇基準額（この額を超えたとき、超えた額が高額療養費になります。）

	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
一 般（1割）	12,000円	44,400円
現役並み所得者（3割）	44,400円	80,100円+A A=(かかった医療費-267,000円)×1% 4回目以降は44,400円
低所得者Ⅱ（1割）		24,600円
低所得者Ⅰ（1割）	8,000円	15,000円

入院するときは…「限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）」の申請を！

高額療養費に該当する入院治療を受けたときの自己負担が、基準額までとなります。

この適用を受けるには、入院の前に申請していただき、「限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）」の交付を受けてください。保険証とともに病院の窓口で提示していただくことで、基準額までの支払いとなります。

ただし、国民健康保険税を滞納していると交付されません。

☆70歳以上75歳未満の方

保険証とは別に、病院での負担割合が記載された「高齢受給者証」をお持ちいただいています。また、住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院に提示していただくことで、医療費は基準額まで減額され、食事代も減額されます（入院前に申請が必要です）。

◆高額療養費の申請に必要なもの

保険証・領収書・印鑑（認印）・口座番号の分かるもの（ゆうちょ銀行不可）

申請は保険年金課または各支所で受け付けています。

- ☎ 保険年金課 ☎ (25) 8137
- マキノ支所 ☎ (27) 1122
- 今津支所 ☎ (22) 6827
- 朽木支所 ☎ (38) 2332
- 安曇川支所 ☎ (32) 4402
- 高島支所 ☎ (36) 2010

人間ドック受診届出は10月31日までに

今年度人間ドックの受診を予定し、費用助成を受けようと思っておられる方は、10月31日（金）までに人間ドックの受診届出を行ってください。受診届出は、各保健センターで受け付けています。

なお、届出をしていただいた方は、12月末までに人間ドックの受診をお願いします。

○対象者

40歳から69歳までの高島市国民健康保険に加入されている方で、市税の滞納が無い方（昭和14年4月1日～昭和44年3月31日生まれの方）。

○助成額

検査費用の1/2以内（18,000円を上限とします）。※医療機関の指定はありません（市内では、公立高島総合病院とマキノ病院で受診できます）。

- ☎ 保険年金課 ☎ (25) 8137
- 健康推進課 ☎ (25) 8110